

令和7年8月大雨営農再開支援事業（農業用機械・施設等復旧支援事業）の要望調査の実施について

令和7年8月大雨により、農業生産等に必要な農業用機械・施設に甚大な被害が生じていることから、被災した農業の担い手の速やかな営農再開に必要な農業用機械・施設などの原形復旧等を支援します。

1. 支援内容

被災した施設（倉庫）・農業用機械の修繕・再取得等を支援します。
（トラック（汎用性の高いもの）は対象外です。）

補助率：国と県、町が共同で補助します。合計 7/10以内（見込み）

大雨により被害を受けた日以降の取組（着工）であれば、本事業の計画承認等の手続前の取組でも対象となります。



水没等により修理不能となった
機械の再取得

2. 調査対象となる機械等（50万円を超える農業用の物）

- 1 事業費が50万円未満のものは対象となりません。
- 2 耐用年数がおおむね5年以上20年以下のものに限ります。

要望調査の回答先

玉東町役場 産業振興課 電話 0968-85-3113

※要望受付後、別日に相談会を開催し、申請の可否について確認します。（予算の都合がありますので、お早めに相談ください）